

**「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正案及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正案について**

1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。
- (2) また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、
- ① 飼料一般の表示の基準として、飼料添加物を含む飼料にあつては含有する飼料添加物の名称を表示すべき旨及び表示に当たっては省令に定める略称を用いることができる旨（省令別表第1の1の（5）イ（カ）及びイ（注）1）。
  - ② 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準及びその基準に用いる試薬・試液の規定（省令別表第2の8及び7（2））が定められている（規定順は五十音順）。

2 改正の趣旨

アミノ酸の補給を目的として飼料に添加する塩酸L-ヒスチジンについて、飼料添加物として指定するよう飼料メーカーから要望があった。

今般、塩酸L-ヒスチジンを新たな飼料添加物として、告示に追加するとともに、告示に追加することに伴い、飼料への表示のための略称並びに成分規格及び製造の方法等の基準及び試薬等の規定を省令に定めることとする。

〔※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。〕

### 3 改正の内容

- ① 告示第2号に、飼料添加物として塩酸L-ヒスチジンを追加する。
- ② 省令別表第1の1の(5)に、塩酸L-ヒスチジンは「ヒスチジン」と表示できる旨規定する。
- ③ 省令別表第2の7の(2)に、試験に用いる試薬等を規定する。
- ④ 省令別表第2の8に、成分規格、製造の方法等の基準を規定する。  
〔※ いずれも五十音順で規定されているところ、適切な箇所へ追加する。〕

### 4 施行期日

公布の日

### 5 パブリックコメントの実施期間

令和5年2月20日～3月21日